

展示コーナーGALLERY 運用基準

(目的)

- ・滋賀県内に事業所のある中小企業の自社の製造品、特産品、新製品、新サービス、新技術等の展示を行うことにより、自社 PR、販路拡大、技術交流等の促進を図ります。

(概要)

- ・展示期間 : 原則 1 ヶ月間 (最長 2 ヶ月間まで)
- ・展示時間 : 平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
(休日は、土日、祝日、年末年始およびプラザが定める日)
- ・搬入・搬出 : 搬入および搬出は、プラザ職員の立ち合いのもと、使用者が行ってください。
- ・広さ (面積) : 約 50 平方メートル (7m×7m 程度) 天井 3.45m
- ・備品 : 可動パーティション、ハンガーセット、フック、展示台、サインスタンド、イベントスタンド、ショーケース、スポットライト等
- ・使用料 : 無料
- ・運営 : 管理人・案内人は設置せず、展示品の破損、汚損、滅失の責は一切負いません。
- ・汚損・滅失 : 展示コーナー内のフロア、壁、備品等の汚損、滅失をした場合は、原状回復もしくは費用弁償していただきます。

(申請受付)

- ・使用申請書、展示内容資料を (公財) 滋賀県産業支援プラザ理事長宛に提出することによって、申請受付とします。
- ・申請は、随時受付します。(郵送可)

(展示承認)

- ・申し込まれた内容を審査し、プラザが展示に相応しいと認めた場合、展示することができます。

(展示内容)

- ・滋賀県内に事業所のある中小企業の自社の PR、販路拡大、技術交流など、ビジネス拡大の意図をもった展示内容としてください。

付 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から適用します。

この基準は、平成 25 年 5 月 1 日から改定適用します。

この基準は、平成 29 年 12 月 15 日から改定適用します。

この基準は、令和 2 年 6 月 1 日から改定適用します。